

「佐久穂農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申し出について」

令和4年2月9日付で公告の佐久穂農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案について、農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記により町に異議を申し出ることができる。

記

1 申出先及び問い合わせ先

佐久穂町役場 産業振興課農政係

(所在地：〒384-0697 佐久穂町大字高野町 569 番地)

電話：0267-86-2529 (直通) ※問い合わせ用。電話による提出はできません。

FAX：0267-86-4935 ※問い合わせ用。FAXによる提出はできません。

E-mail：nousei@town.sakuho.nagano.jp ※問い合わせ用。メールによる提出はできません。

2 異議申出期間

令和4年3月25日まで(ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、その事由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に申し出を行ってください。なお、郵送により異議の申し出をしたときには、その郵送期間は算入されません。)

3 申し出にあたっての注意事項

(1) 異議の申し出方法

異議の申し出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印してください。

ア 異議申出人の氏名及び年齢または名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことをした年月日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

異議申出人が法人その他の団体もしくは財団である場合、総代を互選したときまた

は代理人によって異議申出をするときは、異議申出総代または代理人の氏名及び住所を記載してください。なお、代表者もしくは管理人、総代または代理人をして異議申出するときには、その資格を証明する書面を添付してください。

(2) 補正

不適法な異議申出に対しては、相当の期間を定めて補正を求めることがあります。

(3) 異議申し出の取下げ

異議申出は、その異議の申し出に対する決定があるまでの間は、取り下げることができます。なお、この取り下げは書面により行ってください。

(4) 異議の申し出の決定

異議申出に対する決定は、令和4年5月9日までに異議申出人に決定書を送付します。